

亀岡市告示第198号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を令和8年10月5日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、令和8年10月5日から令和8年10月19日まで一般の縦覧に供する。

令和8年10月5日

亀岡市長 桂 川 孝 裕

供用開始告示をする路線

路線 番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
18335	宇津ノ辺線	亀岡市篠町柏原宇津ノ辺33番12先	44.74m	6.01m
		亀岡市篠町柏原宇津ノ辺33番22先		18.01m